

熊本県環境センター指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「熊本県環境センター（以下「環境センター」という。）」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。今般、現在の指定管理者の指定期間が令和5年度末で満了することから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）第13条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第3条の規定に基づき、環境センターの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

熊本県環境センター（平成5年8月開館）

(2) 所在地

熊本県水俣市明神町55番1号

(3) 施設の設置目的、役割等

環境センターは、環境問題について正しい理解と認識を深め、環境に優しい行動を推進していくための「環境学習」、「環境情報提供」の拠点として水俣市に開館し、同一敷地内にある水俣市立水俣病資料館（平成5年1月開館）、国立水俣病情報センター（平成13年6月開館）と役割分担しながら、啓発事業に取り組んでいます。具体的には、次のような役割を担っています。

- ① 快適な環境の保全及び創造に関する知識の普及及び啓発
- ② 環境に関する図書、記録その他著作物の収集、整理、保存及び提供
- ③ 環境に関する資料の展示
- ④ 研修及び会議のための施設の提供
- ⑤ その他環境センター設置の目的を達成するために必要な業務

(4) 施設内容、規模等

別添「熊本県環境センター指定管理者仕様書」のとおり

(5) 現在の管理運営体制

現在の管理受託団体…株式会社キューネット

(6) 施設の利用実績

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体利用者	小学校	18,378	457	1,022	18,583
	中学校	4,074	267	1,781	1,979
	高等学校	130	70	360	14
	教職員・PTA	562	142	16	73
	自治会等	181	0	59	371

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体利用者	議会・行政機関	836	57	97	477
	その他	2,015	352	364	1,986
一般来館者		3,599	1,578	1,972	3,547
合計		29,775	2,923	5,671	27,030

※ 参考:令和2年度～令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症により来館者が減少しています。

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

環境センターは、水俣病の教訓を踏まえた環境学習を推進するため、水俣市立水俣病資料館と併設で水俣市に設置され、その後設置された国立水俣病情報センターと役割分担しながら、啓発事業に取り組む施設であり、環境に関する情報の収集・提供や資料の展示、環境学習などの事業については、県が行っています。

指定管理者は、環境センターの施設の維持管理として、保守点検、植栽管理、清掃、警備、修繕、その他環境センターの管理上必要と認められる業務を行い、県と連携を取りながら、環境センターの機能が最大限に発揮できるような管理運営を行うことができる団体を募集します。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日

- ① 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日）
- ② 12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する日を除く）
ただし、知事が特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、または別に休館日を定めることができます。

(2) 開館時間

午前9時から午後5時まで

ただし、知事が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができます。

(3) 法令遵守等

管理業務を行うに当たっては、次の法令やこれらに基づく通知等を遵守する必要があります。

- ① 熊本県環境センター条例、同規則
- ② 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ④ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑤ その他

ア 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に従い、協定において定める安全管理の措置を講じなければなりません。

イ 指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。

ウ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

(4) 施設の設定及び物品の維持管理

環境センター内の施設の設定及び物品の維持管理を適切に行うこととします。

(5) 人員の配置

緊急時の対応等のため、開館中は施設内に常時の人員配置をすることとします。

(6) 利用料金

施設の利用料金を徴収することはできません。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 指定管理者の業務

(1) 環境センターの施設、設備の維持及び修繕に関する業務

(保守点検、植栽管理、清掃、警備、修繕)

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務

5 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

環境センターの管理に要する経費は、県から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 72,366千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和6年度：24,122千円）

（令和7年度：24,122千円）

（令和8年度：24,122千円）

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、御注意ください。

7 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であることが必要です。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ③ 「8 提出書類」の(3)～(8)、(9)③及び④については、参加者それぞれについて提出すること。
- ④ 申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。
- ⑤ 代表団体は「7 参加資格」に掲げる(1)～(7)のすべてを見たことが必要で、その構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことが必要です。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができます。

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 熊本県環境センター指定管理者事業計画書（別紙様式2）及び熊本県環境センター管理業務の収支予算書（別紙様式3）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
 - ① 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ② 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未

納がないことの証明書

(9) その他知事が必要と認める書類

- ① 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- ② グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- ③ 「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」を証する書面
- ④ 熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書（別紙様式4）

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和5年（2023年）9月5日（火）から9月27日（水）まで
- (2) 受付方法 質問票（別紙様式5）に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

10 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- (1) 開催日時
令和5年（2023年）9月13日（水）午後1時30分から2時間程度
- (2) 開催場所
熊本県環境センター 2階 会議室

11 申請書提出先及び提出期間等

(1) 提出先

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課（県庁新館5階）
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
TEL 096-333-2266 FAX 096-383-0314

(2) 提出期間及び提出方法

令和5年（2023年）9月28日（木）から10月5日（木）までの日の午前8時30分から午後5時までとします（必着）。

持参又は郵送に限り、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までとします（必着）。

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(3) 書式及び部数

原則として日本工業規格のA4サイズ縦版横書きとし、正本1部、副本13部提出してください（副本については写し又は白黒印刷で可）。

12 決定までのスケジュール

(1) 指定管理者の募集期間

- ①募集要項の配布 令和5年（2023年）9月5日（火）～10月5日（木）
- ②現地説明会 令和5年（2023年）9月13日（水）午後1時30分～
- ③応募書類の受付 令和5年（2023年）9月28日（木）～10月5日（木）
- (2) 一次審査 応募書類の受付後随時
- (3) 選考委員会開催 令和5年（2023年）10月中旬又は下旬
- (4) 指定管理候補者決定 令和5年（2023年）10月末
- (5) 議会の議決 令和5年（2023年）12月頃
- (6) 指定管理者の告示 令和6年（2024年）2月頃
- (7) 指定管理業務開始 令和6年（2024年）4月1日

13 選定方法

(1) 指定管理候補者選考委員会において、各委員が次の「(2) 選考項目及び審査項目と配点」に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とします。この選考意見を踏まえ、最終的に県において指定管理候補者を選定します。

(2) 選考項目及び審査項目と配点

選定項目及び審査項目		配点
	事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ・ 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ※選考委員会で「否」と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。	適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ・ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	25
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ・ 施設の管理運営に係る経費の内容 ・ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	30
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか ・ 安定的な運営が可能となる人的能力 ・ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・ 類似施設の運営実績	35
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項 ・ 環境保全への取組み	10
	合計	100

14 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

15 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

16 選考委員会

令和5年（2023年）10月中旬～下旬（予定）に実施します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

日時、場所等については、後日連絡します。

17 選定結果の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

18 指定管理者の決定及び管理業務に関する委託料

- (1) 指定管理者は、令和5年12月熊本県議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、指定期間の各年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

19 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります）。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

20 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の

履行が確実でない認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

- (2) 指定管理者の選定後に、指定管理者が「7参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

21 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 熊本県環境センター指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 熊本県環境センター管理業務の収支予算書（別紙様式3）
- (4) 申立書（別紙様式4）
- (5) 質問票（別紙様式5）
- (6) 熊本県環境センター指定管理者仕様書
- (7) 熊本県環境センターの管理運営に関する協定書（案）

お問い合わせ先

熊本県環境生活部環境局

環境立県推進課：大川、河野

電話：096-333-2266 FAX：096-383-0314

メール：kankyourikken@pref.kumamoto.lg.jp